

別表（第1条、第2条、第3条関係）

事業種目	事業実施主体	事業内容	補助率
栽培管理施設の導入及び設置	農業協同組合 農事組合法人 3名以上の農業 者で組織する団 体	農業機械の導入、農機具格 納庫、育苗施設、かん水施 設、温室管理施設、養液栽 培施設、家畜ふん尿処理施 設等の設置	100分の70 (100分の80)
集出荷販売貯蔵 施設の設置	個別経営体（た だし、国及び京 都府の補助金等 を活用できるも のに限る。）	集出荷所、販売所、貯蔵所、 集乳所等の設置	
処理加工施設の 設置		穀物等乾燥調整施設、調製 所、加工施設、畜産物処理 施設等の設置	
飼養管理施設の 設置		畜舎、家畜用水施設、放牧 施設、家畜管理所等の設置	
特認		市長が特に認めた事業	

注 括弧書きについては、中山間地域振興立法（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、棚田地域振興法）及び中山間地域等直接支払制度において地域の実態に応じて知事が指定する地域に適用する。